

テミス通信

Themis Communication



Vol.001

2017年 夏号



当山法律事務所

※テミスとは・・・ギリシャ神話の正義の女神。
目隠しをして剣と天秤を持ち、司法・裁判の公正さを示す。

南城市知念区大綱曳き (撮影者: 幸喜徳雄)



所長
当山 尚幸
Touyama Naoyuki

季刊誌
発行によせて



当山法律事務所は、今年開設三四年目を迎えます。ここまでこれたのは、友人、知人、多くの依頼者の方々の支えがあったからに外なりません。心から感謝申し上げます。

法律事務所は、ともすれば依頼者待ちの姿勢になりがちで、当事務所も例外ではありませんでした。しかしながら、それでは顧問先や依頼者の方にアップツーデートな法律情報を提供できてないばかりか、顧問先の皆様や依頼者の方が当事務所の特徴や職員の個性を十分知り得ないため、事務所の敷居を高くしてしまっていたのではないかと反省しております。

そこで、私達所員一同は、より親しみやすい法律事務所にしたいとの思いから、季刊の小冊子を発行することに致しました。いささかなりとも皆様のお役に立てるならば幸甚に存じます。

ワンストップサービスで、



総合的抜本的問題解決。



- 当山法律事務所
- 当山恵子司法書士・
税理士事務所
- 近藤土地家屋調査士事務所

連携事務所

当山恵子司法書士・
税理士事務所



司法書士・税理士

当山 恵子

Keiko Touyama

当山恵子司法書士・税理士事務所は、当山法律事務所と連携して、登記および税務を担当しています。勝訴判決がでたのに登記できない、離婚するにあたって財産分与をしたら、分与する方に譲渡所得がかかる、相手の言い分通りに所有権移転登記をしたら、相手方だけでなく、こちらにも課税がされる、遺産分割協議がまとまりそうだが、相続税はいくら払うのか等、紛争解決には登記面、税務面での検討が必要です。当事務所と当山法律事務所は連携プレーでお客様が各専門家を尋ね回る労を省き、ひとつの事務所内でワンストップ解決できるシステムを構築しています。



このように、労働審判手続は短期間で実効的な解決を図るための手続ですから、訴訟に比べて利用がし易い手続となっております。もともと、三回以内の期日で終了しますので、初回期日で充実した審理が出来るよう準備をすることが重要です。特に申立をされる事業主にとっては、初回期日までの短期間で裁判所に事案の内容を理解してもらえよう十分な準備をしなければならず、時間的余裕がないということもありますので注意が必要です。

労働審判とはどのような手続でしょうか。事業主にとっても労働者にとっても利用の機会が増えていくように思いますので、今回は、この手続について説明いたします。労働審判手続は、裁判所で行われている手続の一つで、解雇や給料の不払など、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルを、そのトラブルの实情に即して、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とする手続です。労働審判官（裁判官）と審判委員二名で審理を行い、原則三回以内の期日で終了します。この間に、裁判所は当事者の和解による解決が可能かどうか調停を試み、そのような解決が難しければ、事案の实情に即した柔軟な解決を図るために労働審判を行います。労働審判に対し当事者から異議の申立があれば、労働審判はその効力を失い、労働審判事件は訴訟に移行します。



弁護士

北澤 匡大

Kitazawa Masahiro

「ご存知ですか？」
「労働審判」



『ペットと法』

Column No.001

皆さんは犬に噛まれたことがありますか。私は、自分の子犬(黒ラブ)を守ろうとして、秋田犬に人差し指をがぶりと噛まれたことがあります。流血で何針も縫うことになり、今でも人差し指の感覚は戻りません。いや、あんなに犬の歯が切れ味鋭いとは思いませんでした…。民法では、動物が怪我を負わせると占有者（通常飼主）が責任を負い、ただ相当な注意をした場合に責任を免れると規定しています。しかし、どこまで注意すればよいのでしょうか。

散歩中の犬の場合、相手の犬を噛んだりしないようにリードが長く保つことは注意されていると思います。しかし、高齢者や自転車が近づいてきたとき、人は直接噛まれなくても吠えられて驚いて怪我をすることがあり、人が転んで責任が認められた裁判例もあります。家につないだ犬の場合ですと、玄関脇に鎖で繋いでいるだけでは十分ではなく、道から触りやすい状態で子どもが近づいて噛まれて、責任を認められた例があります。特に噛み癖のある犬の場合には、「猛犬注意」などの張り紙をして十分な囲いをしておかねばいけません。

私の場合はどうだったでしょうか。公園でボール投げの最中に、愛犬の方から相手の庭奥まで立ち入った形でした。さすがにこっちは悪いので、相手の責任は問えないでしょうね。文字通り、痛い痛い勉強になりました。皆さんもご注意下さい。(高良)



弁護士

高良 祐之

Yuji Takara

今季号の法律情報 インターネットと企業側の対応

インターネットと企業側の対応

ここ数年、当事務所でもネット関連の法律相談が増える傾向にあります。企業側はどのように対応すべきでしょうか。

(1) 企業内部から生じる問題について

最近特に増えたのが、社員の「Twitter」・「LINE」・「Facebook」等のSNS利用による情報流出や炎上投稿写真の問題です。これは従業員が正社員、派遣社員、パート、バイト、と増えるにしたがって、発生の危険性も増える傾向にあります。

こうした問題は、一旦発生してしまえば、既に様々な事件としてお聞きになっているように、すぐ拡散して情報の完全な削除が困難で、また沈静化するまで被害も甚大ですから、発生防止が第一であることはもちろんです。

そのため、従業員のSNSの利用自体を禁止できないか、と相談を複数の企業から受けたこともあります。しかし、これらが実際に利用されるのは業務時間以外が多く、業務時間外にまで一律利用を禁止することは、過度の規制として表現の自由や労働法に抵触する可能性が高く、逆にその規制自体が「ブラック企業」との風評を招きかねません。

では企業はどのような対策をすればよいのでしょうか。発生防止のためには、各

従業員（バイト含む）に、安易な企業情報の情報発信がもたらす危険性を周知し、各人が安易な情報発信を差し控える自覚を持ってもらうことが重要です。問題は具体的な方法ですが、

①まず、就業規則の中に、社内情報についてはネットでの情報発信を禁止する明示の項目を加えることが考えられます。しかし、就業規則の改正には手間と時間がかかりますので、②注意喚起の文書を配布した上で、誓約書の形で各従業員に企業情報の発信をしないことを約束してもらうこと、を取り組みやすい対策の一つとしてお勧めします。また、③最低限数年一度は、社内教育の一環としてこうしたSNS等の危険性を取り上げておくことが、望ましいといえるでしょう。

なお、ご希望があれば、当事務所より社員教育の一環としての出張講演などにも応じますので、お気軽にご相談ください。

他方、こうした投稿には、パワハラ・セクハラ等の社内不適切事案への不満や正義感からの告発目的のものが、一定程度存在しています。これらについては、きちんとこうした不平不満を吸い上げ、解決を図る制度を作ること、ネット上への情報流出を防ぐことが可能と思われる。そこで、④告発者の保護を図った上での相談窓口（匿名での情報提供窓

口、ホットライン開設など）を整備することが望ましいと思われれます。

(2) 外部からの苦情・書き込みについて

従前から、個人の感想・評価の書き込みを超えた、単なる罵声や虚偽・デマのネットへの書き込みに悩まされる事案があります。こうした事案に対しては、多くの相談者が書き込みの削除を希望されています。

実際、特にひどい内容については、名誉毀損・信用毀損に当たる場合があり、こうした場合、当事務所では掲載しているプロバイダー等に法的問題点を指摘を示して、削除要請交渉等を行っています。

また、事案によっては当該記載のある書き込みについて検索エンジンからリンクされないようにできた場合もありますので、お気軽にご相談ください。

なお、近年こうしたネット情報の削除依頼については、ネット検索すると多数の業者がヒットするようになってきました。しかし、これらの業者については実態が不明なものもあり、費用のみ取られる二次被害に遭う危険性があります。（なお、東京地裁は平成二九年二月二十日、弁護士以外が報酬を得て削除依頼を受けることを違法と認定しています）削除を依頼する場合には、十分注意を払われるようお願い致します。



当山法律事務所

〒900-0014

沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号

松尾公園テミスビル4階

TEL:098-869-2700

FAX:098-869-2701

(1階に無料駐車場完備)

<http://www.touyama-law.com>

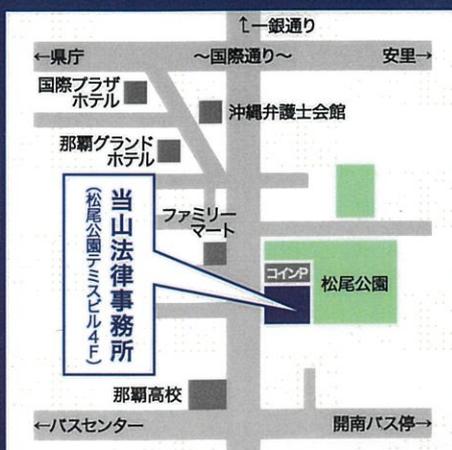
詳しくはこちら！

経歴等は
当事務所ホームページ
を御覧ください

当山 法律



Click! / で検索！





当山法律事務所
弁護士紹介

Attorney Profiles

経歴等は当事務所 HP
 を御覧ください

当山 法律

で検索!



当山 尚幸
 (とうやま なおゆき)

【趣味】

ゴルフ、スポーツ一般、
 映画、旅行

「いまだ、「一灯照隅の人」たり得ず」
 所長の当山尚幸です。誠意と熱意を
 旨として三六年間業務を行ってきたま
 しが、私が灯りとなり、紛争で困つて
 いる方の足元を十分に照らすことがで
 きたであろうかと、自省の日々です。

正直、いまだ一隅を照らす人になり
 得ていない気がします。私自身が正し
 く美しく燃えて、皆様にも火灯りがと
 もり、皆様の足元を十分に照らすこと
 になるよう今後とも精進してまいる所
 存です。仕事への精進で、自身が焼尽
 してしまうのは目的に反します。

そこで、朝は約二十分サイクリング
 をし、土曜日はゴルフをし、たまには
 旅行をしてリフレッシュしています。
 サイクリングは、今年1月に開始しま
 したので、今年の人間ドックの結果が
 楽しみです。健全なる灯火は健全なる
 肉体に灯ると思います。

私を見かけたら「頑張ってるネー」
 とお声掛けてくだされば幸甚に存じま
 す。



宮城 哲
 (みやぎ さとし)

【趣味】

ゴルフ、ウォーキング、
 スポーツ観戦、旅行等

私は、那覇市で生まれ育ち(両親は
 大宜味村出身)、城東小、首里中、首
 里高、琉大(法政学科)を卒業しました。
 東京で受験勉強をして司法試験に合格
 し、司法修習を経て、二年間検事をし
 た後、平成一一年から地元沖縄で弁
 士をしております。平成一六年から琉
 大法科大学院の教員もしており、現在、
 弁護士と大学教授の二足のわらじで活
 動中です。元検事ですが、大学では民
 事科目を担当し、弁護士業務も民事事
 件が中心です。

一番の趣味はゴルフです。上手くい
 かないことが多く、ゴルフの難しさを
 感じています。休みにゴルフをする
 ことが何よりも楽しみです。その他、
 数年前に十キロ超のダイエットに成功
 したときに始めたウォーキング、一流
 のプレーを堪能できるプロスポーツの
 観戦、各地で美味しい料理やお酒をい
 ただける旅行などを趣味としていま
 す。
 よろしく願っています。



高良 祐之
 (たから ゆうじ)

【趣味】

映画鑑賞、IT 機器、
 動物、城跡/戦跡巡り

高良性は小禄が有名ですが、私は牧
 志の高良です。よく内地の方と間違わ
 れますが、泊小卒業後、中高を長崎で
 寮生活、大学を東京で過ごすうちに方
 言が取れてしまっただけで、地元出身
 です。私も早くから県外に出ましたが、
 曾祖父も上杉県令に仕えて東京に行
 き、(謝花昇らと) 県外進学させても
 らったそうなので、そんな血筋なのか
 も知れません。

しかし、小さい頃から仏壇を継ぐよ
 うに言われ続け、また地元が好きなの
 で弁護士業務は沖縄で始めました。仕
 事は一般民事が中心ですが、沖縄の魅
 力を伝える観光業に感心があるので、
 今後はその分野でのお手伝いができれ
 ばいいなと思っています。趣味は、映
 画、史跡巡り、機械製品いじり等です。
 最近ではドローンで沖縄の美しい海を空
 撮して楽しみながら、観光への応用の
 可能性を考えたりしています。



中村 宗立

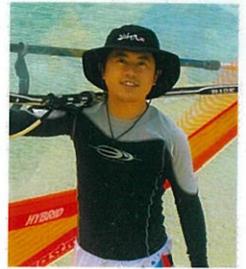
(なかむら むねたつ)

【趣味】

旅行・映画鑑賞・
美味しいお酒をたしなむこと

色白でニンベンがない中村のためか、よく本土出身者と間違われますが、宜野湾市出身のウチナーンチュです。方言を話すのは苦手ですが、ある程度は聞けます。最近二人目の子が誕生したため、お酒の席への参加を自粛する等、育児に参加する機会を増やしている最中です。休日には上の子連れて県内の公園を巡って一緒に力一杯遊んでいるのですが、増えた体重はなかなか減りません。

「間口は広く、敷居は低く」をモットーとしており、相談しやすく、かつ、様々な分野に対応できる業務遂行を心がけております。当事務所では一般民事の他、会社法務（債権回収・ガバナンス・労使問題）、家事事件（離婚・相続・親子関係・成年後見人）、刑事事件（裁判員裁判・少年事件）、建築・医療が争点となる事件を担当しております。



北澤 匡大

(きたざわ まさひろ)

【趣味】

ウインドサーフィン・
読書

長野県出身、昭和五五年二月生、みずがめ座、A型です。高校教諭の父と専業主婦の母のもと、二人の妹と共に健やかに育ちました。実家は長野県諏訪市の湖畔近くですが、夏は八ヶ岳連峰を眺めながら祖父母の畑仕事を手伝い、冬は家族でスキーをして過ごしました。大河ドラマ真田丸でも話題となった上田城址近くの高校を卒業し、東京大学を卒業後、縁あって琉球大学法科大学院で勉強させていただきました。

沖縄ではウインドサーフィンを始め、十年以上の経験があります。最近ではゴルフもやるようになり、はまっています。休日には娘とスケート場に出かけ、足クrossの練習をしています。沖縄弁護士会サッカー部所属で、海辺でビールを飲むことと、余暇に読書することも大好きです。



大島 優樹

(おおしま ゆうき)

【趣味】

ドライブ・料理・
ピアノ

「大島」という苗字を聞いて、県外の出身と思われる方もいらっしゃると思いますが、沖縄県大里村（現南城市）の出身です。父が東京出身のため苗字は「大島」ですが、母の旧姓は「桃原」ですので、旧姓を聞けば、ピンとくる方もいるかもしれません。高校までは沖縄で過ごし、大学・大学院は県外に進学しましたが、地元沖縄に貢献したいとの思いから、沖縄に戻って当山法律事務所に入所し、弁護士として勤めております。

現在は、一般の民事事件・刑事事件のほか、消費者問題や自殺問題に取り組む活動に参加したり、法教育活動（子供たちに模擬裁判を体験してもらうなどして法的なものの考え方に触れてもらう活動）に参加したりしております。

休日は、飼っている犬を車に乗せてドライブをし、県内のあちこちの公園で犬と散歩しておりますので、見かけましたらお気軽にお声かけ下さい。



当山法律事務所

〒900-0014

沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号

松尾公園テミスビル4階

TEL:098-869-2700 FAX:098-869-2701

(1階に無料駐車場完備)

